

漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業実施要領

令和 8 年 3 月 10 日
農政水産部水産局水産政策課

第 1 趣旨

この要領は、漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱（令和 8 年 3 月 10 日定め。以下「交付要綱」という。）に定める補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助事業者及び事業主体

本事業の補助事業者は、事業主体が所属する漁業協同組合とし、事業主体は、「かつお一本釣漁業」又は「まぐろはえ縄漁業」を営む漁業者とする。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から当該交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日までとする。

第 4 補助対象及び補助金額の算出

1 補助事業者が事業主体に対し、えさ代を補助する場合における当該補助に要する経費

(1) 補助対象

補助金の交付決定の日以降に事業主体が購入した“えさ”で、当該交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日までに、事業主体が購入先への代金の支払と、補助事業者が事業主体への補助金の支払を完了したものとする。

(2) 補助金額の算出

各事業主体のえさ代の 15%相当額（千円未満は切り捨て）かつ 1 隻あたり 7,000 千円を上限とする。

2 補助事業者が第 4 の 1 の事務のとりまとめ等に要する経費

(1) 補助対象

事業実施に伴う事務（事業主体からの必要資料の収集、事業主体への補助金の交付等）とする。

(2) 補助金額の算出

事業主体 1 経営体あたり 1 千円とする。

第 5 事業の実施

1 補助事業者は、県が別に定める期日までに交付要綱で定める事業計画書を作成の上、県に提出するものとする。

2 県は、事業計画書を審査し、適当と認められる場合には、予算を超えない範囲で、補助事業者に対し補助金の交付内示を通知するものとする。

3 本事業で事業主体が購入した“えさ”は、転売又は譲渡してはならない。

第 6 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等の作成

1 事業主体への補助金の交付に関する規程、要綱等は、補助事業者が作成すること。

2 補助金の交付に関する規程、要綱等の具体的な例については、別紙漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業補助金交付規則例を参照すること。

第7 書類の保管等

- 1 補助事業者は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して、保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 県は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、補助事業者に対しその他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

第8 その他

補助事業者は、この要領に定めるもののほか、知事が定めたことに従い事業を実施するものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月10日から施行する。

別紙（第5関係）

漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業補助金交付規則（例）

令和 年 月 日
漁業協同組合

第1 趣旨

漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業の実施に当たり、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）、漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱（宮崎県農政水産部水産局水産政策課令和8年3月 日定め）、漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業実施要領（宮崎県農政水産部水産局水産政策課令和8年3月 日定め）に定めるもののほか、必要な事項を以下のとおり定める。

第2 補助対象者

この規則による補助金の交付の対象となる者（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 漁協に所属する「かつお一本釣漁業」又は「まぐろはえ縄漁業」を営む漁業者であること。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないこと又は知事又は漁協が認める者でないこと。

第3 事業内容及び補助対象経費

漁協は、事業主体が当該漁業のために購入した“えさ”の経費に対し、補助を行う。

第4 補助対象額

各事業主体が購入した“えさ代”の15%相当額（千円未満は切り捨て）かつ1隻あたり7,000千円を上限とする。

第5 補助対象期間

県の補助金の交付決定の日以降に事業主体が購入した“えさ”で、 月 日までに購入先への代金の支払を完了したものとする。

第6 補助金の交付方法

事業主体への補助金は、精算払により交付する。ただし、漁協が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

第7 履行の確認

漁協は、事業主体の領収書等により事業の履行を確認する。

附 則

この規則は、令和8年 月 日から適用する。